

奈良・平城宮跡（第五次）

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九六〇年（昭三五）十一月～一九六一年三月（第五次）
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所
- 4 調査担当者 石田茂作
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

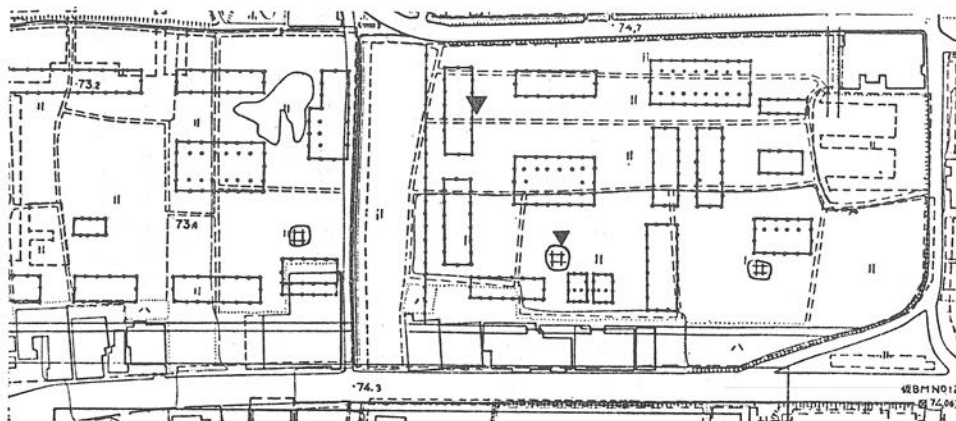
平城宮跡は、いうまでもなく奈良時代七十余年間に於ける政治の中心となったところであるが、一九六一年一月、ここから始めて木簡が検出され、以後陸続として木簡の発見される先駆となった。木簡が出土したのは推定第一次内裏北方にある土壇である。この土壇は南北二つの土壇が相接して掘られたようになっており、北半部は東西三m、南北三・五m、深さ一m、南半部は東西三m、南北二・五m、深さ一m程の大きさである。しかし埋土や遺物の状況に差はなく、また遺物が同一土層から出土することや土壇の壁に崩れがみられないこと、遺物が土壇の周りから底部にかけて投げ込んだような形で発見されていることなどから、両者とも同時期に穿たれ、比較的短期間のうちに埋められたと判断される。その時期は後述のよ

うな出土木簡の年紀から天平宝字末年ごろとみられる。

この土壇は塵芥処理用で、木簡の他に多数の瓦・土器、漆冠断片・木製品・木炭・薪木・建築材（檜皮など）、種子（クルミ・桃子他）などが検出されている。また墨書土器として、土師器の坏の外面に「弁埵勿人者」、「弁埵勿他人取」と書いたものなど計六点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

木簡は計三一点、請求文書・記録・貢進物の荷札・物品の付札・習書落書などにわかれる。主要な木簡の釈文を末尾に掲げた。荷札に天平宝字五・六年の年紀があり、習書にも同六年の



推定大膳職遺構配置図

文字がみえることから、出土状況と合せいずれも宝字末年の木簡と考えてよい。

請求文書には食料品に関するものが多く、とくに(1)は、法華寺より当時滞在中であった孝謙天皇近侍の竹波命婦の用料として、宮内の食料管理官司に充てられたものとみられる。文中の「大床所」については、正倉院仮名文書所見の「於保止已可都可佐」に関連付けたり、平安時代の「大床子の御膳」に関係付けて天皇の御膳を作る所とする解釈がなされているが、必ずしも意味が明確にされているとはいえない。床は元来台状のものや場所をさし、寝台や床几の類はすべて床である。正倉院宝物中に聖武天皇所用の「御床」が現存すること、『延喜式』に天皇や官人の座としてしばしば「床子」(床几のこと)がみえること、平安朝の清凉殿に「大床子」があったことなどを参照すれば、この「大床所」は天皇の「床」のある場所、即ち御座所を意味すると解するのも一案であろう。次に今回「敷方呂尊所」と判読した(8)の文書は、充所に「尊」を用いた一例である。類似的表現は正倉院文書にも多くみられる。(8)は大豆購入の記録とみられ、これも食料に関係する。

荷札には紀伊国調塩・甲斐国雑役胡桃子につけられたものがある。雑役の胡桃子は雑徭による調達物と考えられている。なお雑役胡桃子の荷札では国名が追記されているが、同様な例は第十三次調査出土の備前国水母御贄荷札(三九八号)にもある。追記がなされている位置はいずれも紐のかけられる部分にあたり、これらの荷札が

物品の消費される時点で廃棄されているらしいことを考えれば、中央での追記とみることはできない。地方における荷札作製手続きの一面を示すものとして興味深い事例といえよう。

物品の付札は海産物ないし粕など、食物・食器に関するもので、荷札ともども食料管理官司との関係が推察される。

断片のうち(4)は仮名専用文の一例、(9)の「大天平宝字六門」は習書で、「大」から「天」に連想が働き年紀を書いたものであろう。「大」を尊称と解するのは当たるまい。

これらの木簡については発掘当初より食料管理官司との関係が注意され、滝川政次郎氏によって関連遺構を内膳司に比定する説も出されたが、直木孝次郎氏の反論や奈良国立文化財研究所でのその後の検討により、大膳職説が定着してきている。

なおこれらの木簡の出土によって、周辺遺構の性格の解明に木簡が始めて利用され、遺物・遺構の編年にも確かな基準とされることになった。単に最初的大量発見であったというだけでなく、この意味でもその後に与えた影響は極めて大きなものがある。

- (1) 寺請 小豆一斗 醬一斗五升大床所酢 末醬等

・右四種物竹波命婦御所

三月六日

- (2) 啓 [謹カ] [請カ]

[右カ]

280×(19)×4 011 1号



〔安カ〕
□□□□

(246)×34×8 019 四号

(3) 「謹通 敷万呂尊所 請菜端事

(171)×13×5 019 五号

(4) 「阿万留止毛字乎弥可々多」

□□□□

171×(14)×2 019 六号

(5) 「肥前国目正八位上矢□□□□」
〔田部カ〕

「筑前目□□□□從八位上矢田部□□□□」

(140)×13×5 019 一七号

(6) □□馬馬馬馬馬

□□□□

(141)×(13)×12 081 一七号

(7) 「甲斐国」山梨群雜役胡桃子「古」

「天平實字六年十月」

129×19×14 081 一九号

(8) □□大豆二升直廿二文使□□

081 二五号

(9) 大天平實字六□

081 二九号

右の釈文は、本稿を草するにあたって凍結乾燥処理を施した実物を調査し、読み改めたものを中心としている。調査に際し御高配と助言を頂いた平城宮跡発掘調査部の鬼頭清明氏に謝意を表わしたい。

9 関係文献

滝川政次郎 「平城宮跡出土木簡と賦役令」(日本上古

史研究五一五、のち『法制史論叢』第四冊に再録)

滝川政次郎 「海藻根考」(日本上古史研究五一八)

一九六一年

坪井清足・田中塚 「昭和35年度平城宮跡第三・四・五次発掘調査概要」(奈良国立文化財研究所年報一九六二)

一九六一年

報一九六二)

奈良国立文化財研究所

『平城宮発掘調査報告』II

一九六二年

直木孝次郎

「平城宮跡出土の木簡と大膳職」(続日本紀研究九一四・五・六、のち『奈良時代史の諸問題』に再録)

一九六二年

諸問題』に再録)

奈良国立文化財研究所

『平城宮発掘調査報告』IV

一九六七年

同 右

『平城宮木簡』I

一九六九年

同 右

『平城宮発掘調査報告』VII

一九七六年

(東野治之)